23

富山の外来生物について学ぼう!

魚津水族館 不破光大

● 外来生物とは?

外来生物とは、本来生息していないところに、人間がよそから持ち込んだ生物のことです。持ち込まれた生物の多くはその環境に適応できずに死んでしまいますが、もし生息に適した環境だったら・・・。大繁殖した外来生物は、もともといた在来生物を食べてしまったり、すみかを奪ったり、交雑したり悪影響を及ぼすことがあります。

日本の野生生物や生物多様性を保全するために平成 17年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)が施行されました。この法律では特定外来生物に指定された動植物の飼育・栽培・保管・譲渡・販売・輸入などが原則禁止されます。特定外来生物には例えばカミツキガメ、ウシガエル、オオクチバス、カダヤシなどがいます。

● 外国産の国外外来種と日本産の国内外来種

外来生物は、国外から持ち込まれた生物だけでなく、国内でも、もともといなかった地域に持ち込まれたパターンもあります。これらは「国内外来種」といい外国産は「国外外来種」と呼ばれ区別します。例えば、国内外来種では釣り目的で持ち込まれた琵琶湖産のヘラブナ(ゲンゴロウブナ)やアユに交じってきたオイカワなどがいます。

● 「第三の外来魚」とSTOP!「バケツ放流!」

ブラックバスやアリゲーターガーなどの国外外来種は見るからにエキゾチックで悪影響を及ぼしそうです。 一方、国内外来種のオイカワやミナミメダカなどは、見た目が和風で違和感がありません。とはいえ、日本 にいる生物だからといって放流してしまうと、国内外来種となってしまいます。近年、「第三の外来魚」と呼 ばれる魚たちがいます。これは錦鯉、金魚、ヒメダカなど人工改良品種を指し、在来種のすみかを奪い、在 来種と交雑すれば遺伝子の多様性は失われてしまいます。例えば、青色や白色のメダカを飼育してたくさ ん増えたからといって近所の川に放流することは決して良いことではありません。飼育している生き物は最 後まで責任もってその命が終えるまで飼いましょう。